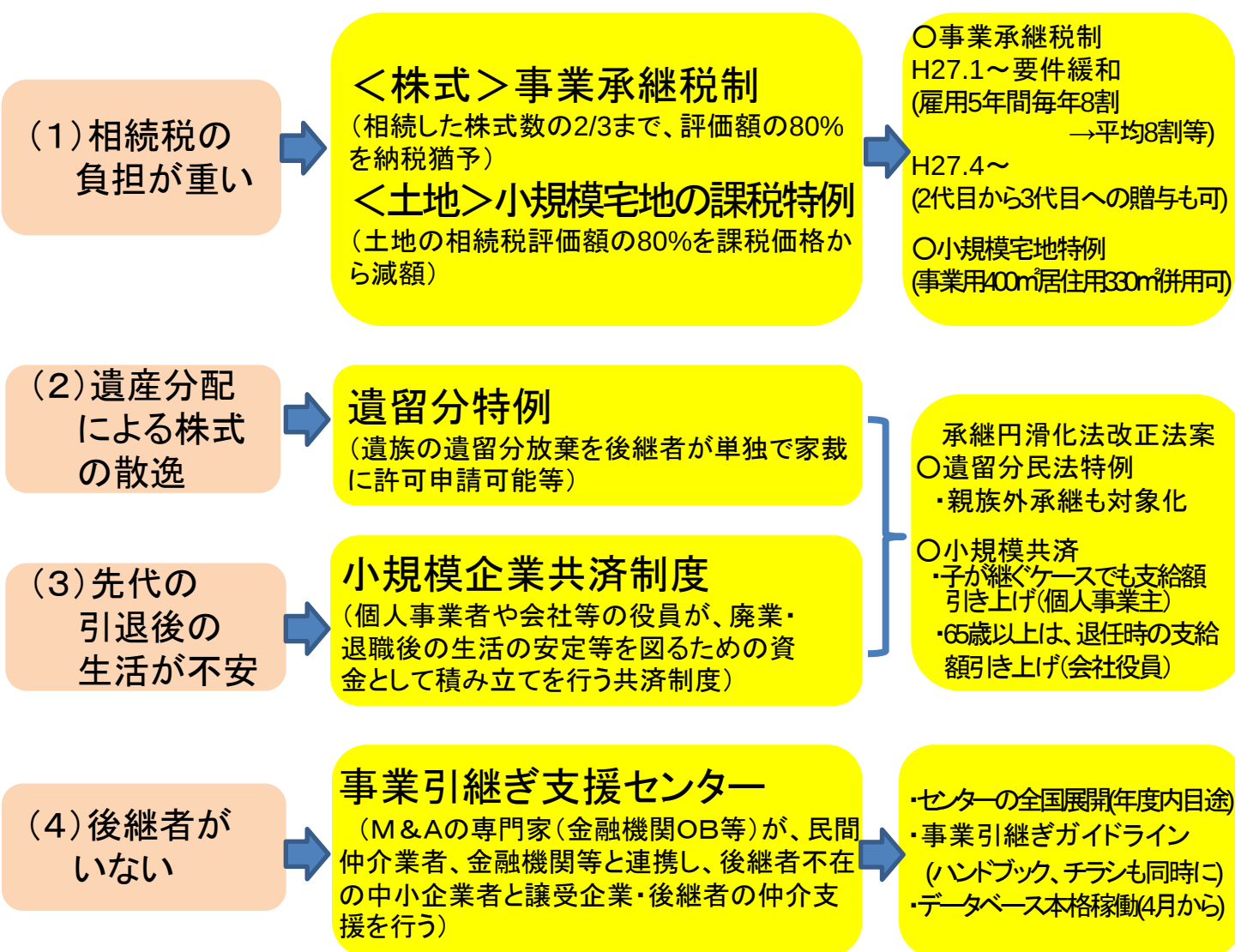


1. 中小企業・小規模事業者の高齢化と事業承継

- 中小企業・小規模事業者の経営者は高齢化（経営者の52%が60歳以上）。10年以内に経営者の半数が引退期に。事業承継が重要な経営課題に。
- 平成25年の中小企業基本法改正、平成26年制定の小規模企業振興基本法において、「事業承継」の円滑化を基本的施策に位置づけ。

2. 事業承継において直面する課題

まずは後継者を決めることが大事。



事業引継ぎガイドラインの内容

第1章 事業承継の計画的取組の必要性

- 早期検討の重要性。
- 社外へ引継ぐ場合は、日頃の社内体制・決算処理等の点検や企業価値を高める「磨き上げ」を実施。

第2章 会社に取り継ぐ場合(M&A)

- M&Aの手続きフローを明確化。
- 譲り渡し側の留意点
 - ・仲介者等との契約時におけるセカンドオピニオンも有効。
 - ・マイナス情報(簿外債務、係争等)の開示の重要性。
- 仲介者等の留意点
 - ・秘密の厳守、情報漏洩の防止。
 - ・仲介契約を結ぶ際、双方代理とならないよう留意。

第3章 個人に取り継ぐ場合(センターの「後継者人材バンク」)

- 「後継者人材バンク」の手続きフローを明確化。
 - ※:後継者不在の小規模事業者と起業家とをマッチングする事業。
- 譲り渡し側の留意点
 - ・経営理念をしっかりと後継者に伝える。
 - ・円滑な引継ぎのために、後継者に試用期間を設けることも有効。
- 譲り受け側(起業家)の留意点
 - ・個人債務保証の引継ぎについて検討が必要。

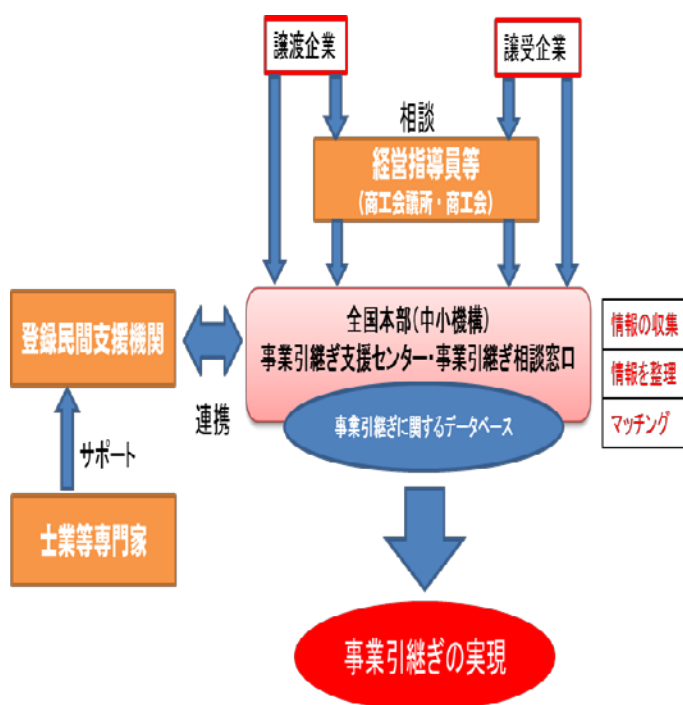
第4章 トラブル対応

- 事業引継ぎの交渉中のトラブルへの対応。
 - ・仲介者等に改善を求め、改善されない場合、センターや商工会・商工会議所の窓口、弁護士等に相談。司法支援センター等の無料相談も利用可能。
- 事業引継ぎ終了後のトラブルへの対応。
 - ・契約を結んだ仲介者等と解決に努める。契約上、仲介者等に瑕疵等が無い場合は、弁護士等に相談。

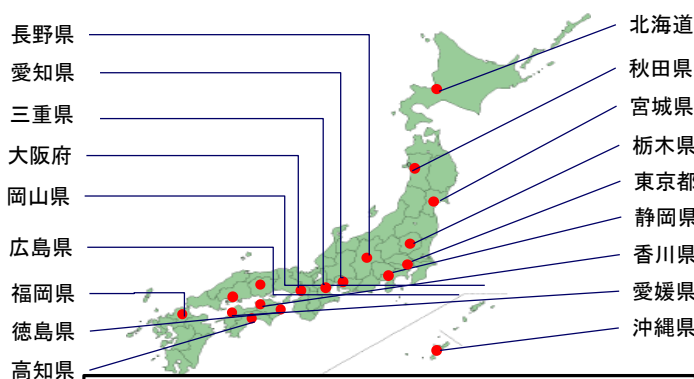
事業引継ぎ支援事業について

- 国は、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対してM&Aによる後継者マッチングを行うため、平成23年から事業を開始。
- 当初、東京、大阪には仲介支援を行う「事業引継ぎ支援センター」、その他地域には「事業引継ぎ相談窓口」を設置。その後、支援センターは、18箇所まで拡大。
- 発足以来、約5千社超の相談に応じ、152件の事業引継ぎを成約させている。

<支援スキーム>



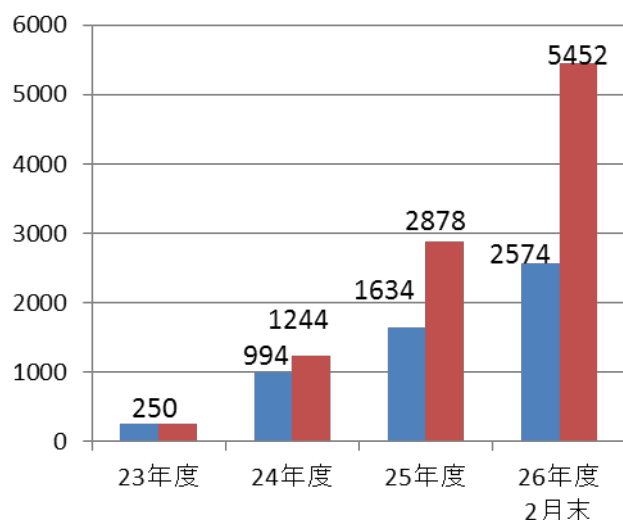
<事業引継ぎ支援センターの設置状況>



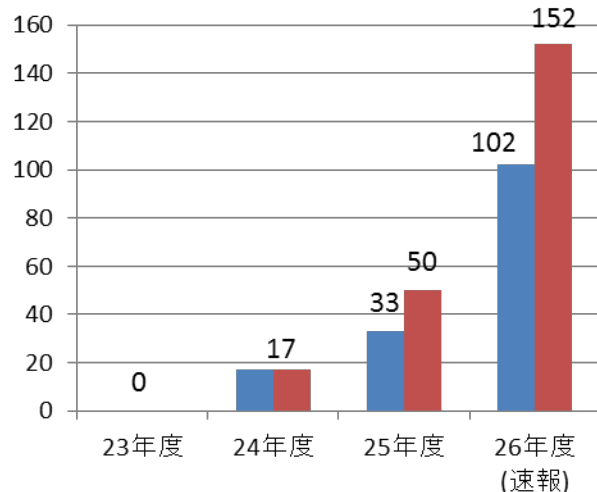
2011年10月	東京、大阪
12月	愛知
2012年1月	静岡、北海道
2月	福岡
3月	宮城
2013年7月	愛媛
2014年2月	長野、岡山
2014年4月	秋田、広島、沖縄
2014年6月	三重
2014年10月	香川
2014年11月	栃木
2015年4月	徳島、高知

※後継者不在企業と創業希望者とをマッチングする「後継者人材バンク」を順次全国展開する。

<相談件数>



<事業引継ぎ件数>



■ 年度 ■ 累計

出所：中小企業事業引継ぎ支援全国本部